

2025年3月4日

各位

証書式定期預金の取扱終了にともなう関連規定の改定について

2025年1月6日「一部預金商品の新規取扱終了について」にてお知らせした、証書式による新たな定期預金のお預り終了にともない、以下のとおり関連規定を改定いたしますのでお知らせします。

記

1. 改定日

2025年4月1日（火）

2. 改定する規定

【対象の関連規定】

預金等規定集

定期預金規定集

【改定内容】

証書式による新たな定期預金のお預り終了にともない、別紙のとおり関連規定を改定いたします。

3. 新たな証書式定期預金の取扱終了日

2025年3月31日（月）

以上

【関連規定の改定対比表】 ※改定箇所を下線付きの太字で示しています。

定期預金規定集

改定前	改定後
<p>1. (証券類の受入れ)</p> <p>(1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。</p> <p>(2) 受入れた証券類が不渡りとなったときは預金になりません。不渡りとなった証券類は、通帳または証書の当該受入れの記載を取消したうえ、当店で返却します。</p> <p style="text-align: center;"><u>(記載を追加)</u></p> <p>2. (預金の解約、書替継続)</p> <p>(1) <u>この預金を解約または一部金額を解約するときは、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳または証書とともに当行本支店に申し出てください。ただし、取引店以外での解約は、当行所定の手続を行ったものにかぎります。</u></p> <p>(2) <u>この預金を書替継続するときは、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳または証書とともに提出してください。ただし、元金に利息を加えて書替継続するときは、通帳または証書のみでも取扱います。この場合、届出の印鑑を引続き使用します。</u></p>	<p>1. (証券類の受入れ)</p> <p>(1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。</p> <p>(2) 受入れた証券類が不渡りとなったときは預金になりません。不渡りとなった証券類は、通帳または証書の当該受入れの記載を取消したうえ、当店で返却します。</p> <p style="text-align: center;"><u>(2025年4月1日以降、新たな証書式定期預金の取扱いは終了しております。)</u></p> <p>2. (預金の解約、書替継続)</p> <p>(1) <u>この預金は、当行がやむを得ないと認める場合を除く、満期日前の解約はできません。</u></p> <p>(2) <u>この預金を全部または一部を解約するときまたは書替継続するときは、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳または証書とともに提出してください。ただし、取引店以外での解約は、当行所定の手続を行ったものにかぎります。なお、2025年4月1日以降、新たな証書式定期預金の取扱いは終了しております。書替継続後の証書は、通帳への切り替えの取扱いとなります。</u></p>